

＜修正後＞

子ども・子育て会議委員の意見反映

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

この計画に今後の子育てのあるべき姿を描いていくため、まず本章で、基本的な考え方を整理・確認します。

考え方の根本となる「基本理念」を最初に掲げ、理念の実現に向けて「目標」を設定します。そして、目標を達成するため、それぞれに必要な取組（施策）を多層的に組み合わせ、本章をまとめます。

1 基本理念

本市では、これまで「第二次十日町市総合計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）の分野別計画にあたる「十日町市子ども・子育て応援プラン（第2期十日町市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。

また、国の「こども大綱」では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏襲し、地域社会全体でこども・若者と子育て家庭を支援し、次代を担うこども・若者が健やかに成長するとともに、子育て家庭が子育ての楽しさや喜びを実感しながら、安心して産み育てることができるまちを目指します。

安心してこどもを産み育てられるまち

※ウェルビーイング(Well-being)

：個人や社会がより良い状態になること



④心配・不安の世の中で心配・不安のお化けが大きくなっているが実は幸せな環境に生きていることを実感することからスタートすることも大事。必要最低限の生活はできている。みんなで幸せを感じていければと思う。(高橋(智)委員)

2 基本目標

基本理念を具体化し、目指す方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。

基本目標 1	こども・若者が心身ともに健やかに成長することができる 【こども・若者の権利】
---------------	---

こども・若者を権利の主体として尊重することがますます重要となっている現在、心身ともに健やかに成長でき、**すべてのこどもが幸せを感じられる**よう、その成育環境を整えることが大人たちに課せられた大切な役割です。

あわせて、すべてのこども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されてはならず、困難を抱えるこども・若者に対しても、様々な手段を用いて必要な支援につなげる・つながる仕組みを整えることが重要です

この目標では、こども・若者の権利の保障を最大限図りつつ、健やかな成長が実現するようそのための場の確保とともに、切れ目のない支援と公平な環境、就労や社会参画などが実現するように施策を形成し、その実現を目指します。

基本目標 2	家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭への支援】
---------------	--

こどもたちの成長にとって、家庭はその礎（いしずえ）です。妊娠期から出産までは母体に家族の支えが欠かせず、乳幼児期は心の安定感と周囲への信頼感の醸成が大切な時期であり、とりわけ家庭の役割は重要です。さらに、多感で繊細な学童期や思春期にあっても、家庭のこどもたちへの寄り添いはとても重要といえます。

この目標では、子育ての孤独感や不安感、負担感を軽減し、子育てを少しでも楽しく感じられるよう取組の方向性を示します。あわせて、特別な配慮を要するこどもや困難を抱える若者の家庭への支援など、子育て家庭の負担の軽減の方策を示したうえでそれらを推進していきます。

基本目標 3	地域の特色と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える 【地域社会の役割】
---------------	---

これまでにない少子化の時代を迎え、子育て家庭の孤立感をはじめ、こどもの社会性や地域コミュニティなど様々な影響が懸念されており、地域全体でこどもたちと子育て家庭を支えていくことが一段と強く求められています。

この目標では、地域内のそれぞれの主体を明示しつつ、どのように気運を醸成し、どのようにこどもと子育て家庭を支え応援していくか方策を示しながら、地域社会全体でこどもと子育て家庭を温かく支えるまちの実現を目指します。

＜修正後＞

子ども・子育て会議委員の意見反映

第5章

こども・子育て支援施策 の展開

2 事業の展開

基本目標 1 こども・若者が心身ともに健やかに成長することができる

【こども・若者の権利】

基本目標 1－施策① こども・若者の権利の保障

	取 組	取組概要	
1	こども・若者の権利を保障する取組の推進	こども・若者を権利の主体として尊重する社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、権利の周知と意識啓発に努める。 あわせて、こども・若者が、現状の施策や事業について希望や課題など自分の意見を表明できるようワークショップの開催やアンケートなどを実施し、その意見を反映する仕組みを整える。	
		主要事業	こどもの権利等啓発、こどもの意見表明・反映の仕組みづくり、いじめ防止対策事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、学校教育課
2	こどもの貧困対策	家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、すべてのこどもが等しく公平に学ぶことができるよう就学援助や、ひとり親に対する就労支援、相談支援体制の充実、ヤングケアラー対応と民間団体等が行うこども食堂の周知など、様々な支援を組み合わせた対策に取り組む。	
		主要事業	就学援助事業、こども食堂 など
		実施主体	担当部署等
		市、民間団体	学校教育課、教育総務課、子育て支援課

基本目標 1－施策② すべてのこどもが健やかに育つ場の提供

	取 組	取組概要	
3	保育園こども園、小中学校及び特別支援学校の運営	保育園こども園において、保育の必要な乳幼児を預かるため、環境を整備する。近年、児童数が減少しているが、保護者の就労環境等の変化をとらえつつ、今後も受入れ体制の充実を図る。 また、小学校・中学校及び特別支援学校で、「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」を育成するため、教育環境を整備する。また、教育ニーズに即した学校再編を進める。	
		主要事業	公立保育園運営事業、私立・地域保育園運営委託事業、認定こども園運営事業、保育園等施設整備事業、障がい児保育事業、学校整備事業、など
		実施主体	担当部署等
		市、私立保育園こども園、小中学校、特別支援学校	子育て支援課、学校教育課、教育総務課

取 組		取組概要		
支援教育研修講座の内容 (高野委員)	4	特別支援教育の充 実	児童生徒の自立を促し社会性を養うため、一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の学習環境の整備を進める。また、特別な支援を要する児童生徒への対応については、担当教職員だけでなく、全教職員を対象とする研修会や講演会を開催し、対応力の向上を図る。	
			児童生徒のライフステージを見通し、教育・福祉・保健・医療などが一体となった支援を行う。	
			主要事業	特別支援教育推進事業、通級指導教室設置事業、特別支援教育研修講座、医療・教育連携推進事業、教育支援員設置事業、修学移行支援など
			実施主体	担当部署等
園内研修について、支援 子が多くなるので、保育 士は支援について特別な知 識になる。管理職や支援の 先生だけでなく、全体でしっかり やって欲しい。(相澤委員)	5	教育・保育のマン パワーの育成	市、小中学校、特別支援学校	学校教育課、発達支援センター
			こどもたちの健やかな成長を育むため、発達段階に応じて、幼・保・子・小・中において系統性・連続性のある指導体制づくりと指導力の向上を図る。大学教授等の有識者による指導・研修をとおして、保育・教育に携わるすべての職員のスキルアップを図る。	
			主要事業	指導力向上等推進事業、英語教育推進事業、園巡回訪問 保育士研修 など
			実施主体	担当部署等
			市	子育て支援課、発達支援センター、学校教育課

基本目標 1－施策③ 幼保小・小中の連携強化

	取 組	取組概要	
6	保育園こども園、 小学校及び特別支 援学校の連携	保育の質向上と小1プロブレム（問題）の解決に向け、幼保小連携の促進を図る。また、保育園こども園、小学校の教職員間の情報交換や研修の実施、相互の施設見学及び参観等を通じて、生活規範の準共通化や年長から小1の架け橋プログラム※の実施に取り組む。 ※架け橋プログラム：5歳児から小学校1年生の2年間（架け橋期）において、こども一人ひとりの多様性に配慮したうえで、学びや生活の基盤を育むことを目指すもの	
		主要事業	特別支援教育推進事業、教育相談センター事業など
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、小学校、 特別支援学校	学校教育課、子育て支援課
7	小中一貫教育の推 進	中学校区ごとに小中一貫教育を推進し、9年間を見通した教育課程の編成と小・中学校の連携を深めた教育活動を展開することで、学力の向上といじめ・不登校の減少、特別支援教育の充実を目指す。	
		主要事業	小中一貫教育推進事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、小中学校	学校教育課、子育て支援課

基本目標１－施策④ こどもの居場所づくり

	取 組	取組概要	
8	放課後等の居場所の充実	共働き家庭等への子育て支援として、放課後児童クラブ、放課後デイサービスを運営する。小学校の余裕教室等を利用するなど、児童にとって快適な空間を提供する。 また、こどもが自由に出入りして過ごすことができる場や地域の人々などが主体となって運営するこども食堂の周知や情報提供に努める。	
		主要事業	放課後児童健全育成事業、こども食堂 など
		実施主体	担当部署等
		市、市内事業所、民間団体	子育て支援課、学校教育課、発達支援センター、福祉課
9	こどもの「遊び場」の充実	こどもが天候に関わらず楽しく遊び、子育て世代が交流できる場である児童センターの運営の充実を図る。また、親子で児童遊園地や街区公園等を快適に利用することができるよう、円滑な運営と施設設備の維持管理に努める。	
		主要事業	児童センター運営事業、児童遊園地整備事業
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、都市計画課

基本目標１－施策⑤ こども・若者の学びや活動の機会の提供

	取 組	取組概要	
10	教職員の指導力の向上	WEBQU※を活用して、有識者の指導に基づく事例検討を行い、全校において主体的で対話的な深い学びができる学級づくりを進める。引き続き、教育センターを中核とした教職員研修体制を整え、指導力の向上に取り組む。※WEBQU：学級満足度アンケート	
		主要事業	居心地のよい学級づくり支援事業、指導力向上等推進事業、学校 ICT 推進事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、小中学校、特別支援学校	学校教育課
11	スポーツの振興	こどもの心身の健やかな成長に向けて、関係団体やスポーツ少年団と連携し、こどもたちがスポーツに接する機会の創出に取り組む。また、中学校の休日の部活動に代わる地域クラブの活動については、指導者及び練習会場の確保等に対して支援し、こどもたちがその活動に参加しやすい体制づくりに取り組む。	
		主要事業	スポーツ振興事業、部活動地域移行検討事業
		実施主体	担当部署等
		市、スポーツ関係団体など	スポーツ振興課、学校教育課

③中学校で部活がなくなると聞いた。部活ができるよう支援があった方がいい。(柳委員)

④心配・不安の世の中で心配・不安のお化けが大きくなっているが実は幸せな環境に生きていることを実感することからスタートすることも大事。必要最低限の生活はできている。みんなで幸せを感じていければと思う。

(高橋(智)委員)

12

多様な体験と交流
機会の充実

⑤ブックスタート事業を充実させてほしい。親子で本に触れる機会を増やしてほしい。

(高橋(し)委員)

取組概要

公民館・キヨロロ等において、こどもを対象に自然環境や地域資源を活用した様々な体験型プログラムを実施する。体験活動を通じ、学校や学年の枠を超えての活動により、多くのこどもたちが連帯感と充実感を得ながら、豊かな人間性を養う。また、児童センターや子育て支援センター等ではイベントを開催し、こどもと親子の体験活動、交流を促す。あわせて、ブックスタート事業の充実により、絵本を通して親子のふれあい機会の創出とともに、こどもの想像力と言語力、豊かな感性を育む

主要事業

小学生対象の各種体験教室・講座、通学合宿、自然環境教育事業、ブックスタート事業 など

実施主体

市

担当部署等

生涯学習課、子育て支援課、キヨロロ

基本目標 1－施策⑥ 妊娠中の親とこども・若者の健康づくりの推進

取 組		取組概要
13	妊娠期の支援	安心して妊娠・出産ができるように、不妊・不育治療費助成、母子健康手帳交付、妊産婦医療費助成、妊婦のための支援給付事業等を実施するほか、地域内の周産期医療体制を維持し、母子の健康保持と負担軽減に努める。
		主要事業 不妊・不育治療費助成事業、妊産婦医療費助成事業、妊婦健康事業、妊婦訪問 など
		実施主体 市
		担当部署等 健康づくり推進課、地域ケア推進課
14	出生から乳幼児の支援	乳幼児の健やかな発育・発達支援に向けて、訪問指導事業、乳幼児健診等を実施する。産婦への支援として、産婦訪問、産後ケア事業等、体調の回復や相談支援を実施する。引き続き、母子の支援体制の充実を図る。また、医療的ケアなど継続的な相談支援を必要とする親子を早期に把握し、必要な制度の周知や機関につなげるなど支援を行う。
		主要事業 新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査事業、産婦訪問、産後ケア事業 など
		実施主体 市
		担当部署等 健康づくり推進課
15	歯科保健の推進	歯と口の健康の保持・増進のため、歯科健診（妊婦、幼児、小中学生）・相談事業、フッ化物洗口（保育園こども園、小中学校）を実施する。引き続き、歯科保健指導体制の充実を図り、むし歯保有率の低下とむし歯のないこどもの増加に努める。
		主要事業 妊婦歯科健康診査、ブラッシング相談 など
		実施主体 市
		担当部署等 健康づくり推進課、学校教育課

取 組		取組概要	
16	予防接種の推進	乳幼児及び小中学生を対象に、疾病予防に重要な予防接種を個別接種する。引き続き、適切な時期に安心して受けられるよう、乳幼児健診時の接種歴確認や個別通知・訪問等により接種勧奨に努める。	
		主要事業	定期予防接種事業、任意予防接種事業
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課
17	妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談と支援	母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦、こどもとその家庭を対象に、母子保健や育児に関する相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 また、地域子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや不安などの相談指導、子育てに関する情報を提供し支援に努める。	
		主要事業	こども家庭センター運営事業、妊婦等包括相談支援事業
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課、子育て支援課
18	食育の推進	妊娠期から子育て期にわたる食育指導を実施し、減塩など生活習慣病予防などに取り組む。食生活改善に向けて、保育園こども園、学校、公民館等の関係機関と連携し、食を通じた健康づくりを進める。また、学校給食における地産地消を進め、こどもたちに食を通じたふるさと愛の醸成に努める。	
		主要事業	ハローパパママ学級、離乳食教室、親子クッキング教室 など
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課、学校教育課
19	性に関する知識の普及	小・中学校においては、授業の中で性に関して学ぶとともに、高高校生を対象とした性教育講演会(性教育や性感染症予防など)を開催し、10歳代の望まない妊娠の予防や思春期の健康づくりの普及啓発に努める。	
		主要事業	性教育講演会
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課、学校教育課
20	疾病の早期発見と早期治療	疾病の早期発見と早期治療、こどもの健全育成を目的として、18歳までのこどもの医療費について費用を助成する。	
		主要事業	子ども医療費助成
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課

基本目標 1－施策⑦ 障がいのあるこども・若者への支援

取 組		取組概要	
21	発達支援の充実	乳幼児健診の機会や保育園こども園との連携により、支援を要する乳幼児の早期発見に努め、適切な支援を行う。 早期発見と早期治療に向けて、保健所などの関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実を図る。 保育園こども園等では、多様な症状、症例に応じながら適切な保育ができるよう、加配保育士の確保など体制の充実に努める。	
		主要事業	訓練教室の開催、発達相談 など
		実施主体	担当部署等
		市	発達支援センター、子育て支援課、健康づくり推進課
一	特別支援教育の充実 ※再掲No. 4	児童生徒の自立を促し社会性を養うため、一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の学習環境の整備を進める。 児童生徒のライフステージを見通し、教育・福祉・保健・医療などが一体となった支援を行う。	
		主要事業	特別支援教育推進事業、通級指導教室設置事業、医療・教育連携推進事業、教育支援員設置事業、修学移行支援 など
		実施主体	担当部署等
		市、小中学校、特別支援学校	学校教育課 発達支援センター
22	医療福祉の総合的支援	障がいがあるこどもやその保護者に対しては、各種手当や医療費助成その他負担の軽減など、引き続き経済的な支援に取り組む。 また、こどものライフステージを見通し、福祉サービスの提供や相談支援等、多面的なサポートを行う。医療的ケアが必要なこどもに対しては、学校看護師を配置するほか、保健、医療、教育・保育等の各分野と連携のうえ、総合的な支援に努める。	
		主要事業	特別児童扶養手当、障害児福祉手当給付、重度心身障害者医療費助成、福祉サービス利用相談支援 など
		実施主体	担当部署等
		市、県、国	福祉課、発達支援センター、学校教育課

基本目標１－施策⑧ ひきこもり・不登校・自殺対策の推進

取 組		取組概要	
23	相談体制の充実	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、各施設との連携を密にして相談支援体制の充実を図る。また、住民との相談役である民生委員・児童委員などに対し、相談窓口等へつなげるよう、周知や情報提供に努める。 不登校児童生徒に対しては、学びの場を確保するなど学校復帰を支援する。今後も円滑な学校復帰に向けて、校内教育支援センターの設置などの相談体制を充実する。あわせて、市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（相談）、不登校対策推進事業
		実施主体	担当部署等
		市・関係団体	福祉課、学校教育課
24	ひきこもりの早期発見と支援	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、県や市、社会福祉協議会や教育機関、障がい者相談支援事業所等、複数の関係機関が参画するプラットフォーム「だんだん会」が、ひきこもりの居場所の提供や、ひきこもりサポーター派遣活動など必要な支援を行う。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（支援等）
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	福祉課
25	こども・若者の命を支える取組の推進	児童生徒に対しては、市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図る。また、養育者等からの虐待については行政関係機関と連携のうえ、適時適切な児童生徒の保護等に努める。 一方、若者に対しては、SNS等を活用して、こころの相談先等の情報を提供するとともに、民生委員・児童委員との連携のもとに若者に寄り添った対応を施す。	
		主要事業	医療・教育連携推進事業、自殺予防周知・啓発など
		実施主体	担当部署等
		市	学校教育課 健康づくり推進課

基本目標 1－施策⑨ 出会いや結婚の支援・就労支援・次世代の親の育成

取 組		取組概要	
26	若者の交流と活動の場の提供	若者が学校生活以外に交流、活動できる場を市内 NPO「ひとサポ」などと連携して提供する。また、若者が十日町市に移り住み、家庭を築くための支援を引き続き実施する。	
		主要事業	越後妻有ハピ婚サポートセンター、まちなか学園祭、移住支援窓口設置事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	企画政策課
27	就労と社会参画の支援	地域を支える産業や企業の魅力を中学生・高校生に発信する「まちの産業発見塾」などを開催するとともに、こども・若者が自立して生きる力を育むキャリア教育を推進する。 また、十日町地区雇用協議会などと連携し、就労希望者から選ばれる魅力ある働く場づくりに向けた取組を推進することで、若者の社会参画を促す。	
		主要事業	まちの産業発見塾、キャリアアップセミナーや就業能力を高める講座の開催、再就職セミナー・起業家支援の実施 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	産業政策課

基本目標２ 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる

【子育て家庭への支援】

基本目標２－施策① 子育てを楽しく感じられる機会の確保

取 組		取組概要	
28	子育て中の親子同士の交流	主に就園前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる子育て支援センターを運営する。子育てに関する各種相談対応のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する。また、支援センター間で連携を高め、運営の更なる充実を進める。	
		主要事業	地域子育て支援センター事業
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課
29	子育てに関する学習機会、情報の提供	こどもの育ちと親自身の成長を支援するため、ライフステージにあわせた学びの場（ハローパパママ学級、子育て支援センターの育児講座など）を提供する。また、保育園こども園と協力し、歯科保健、食育、メディアとの付き合い方など育児不安の解消の情報提供を行う。引き続き、SNSなど多様な媒体による情報発信の強化に努め、子育て支援や施策の内容を周知する。	
		主要事業	ハローパパママ学級、すこやか子育て講話、子育て支援ガイドブックの作成・配布、地域子育て支援センター事業、保育園等での講座開催、SNS等を活用した情報発信 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課 健康づくり推進課

⑥情報やイベントなど支援の内容をもっと周知した方がいい。情報を得て、いいように利用できればもっと施策の効果が広がると思う。
(柳委員)

基本目標２－施策② 子育て相談の充実、機能向上

取 組		取組概要	
—	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない相談と支援 ※再掲No.17	母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦、こどもとその家庭を対象に、母子保健や育児に関する相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 また、地域子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや不安などの相談指導、子育てに関する情報を提供し支援に努める。	
		主要事業	こども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策総合支援事業、家庭相談事業、地域子育て支援センター事業
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 子育て支援課

	取 組	取組概要	
—	発達支援の充実 ※再掲No.21	乳幼児健診の機会や保育園こども園との連携により、支援を要する乳幼児の早期発見に努め、適切な支援を行う。 早期発見と早期治療に向けて、保健所などの関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実を図る。 保育園こども園等では、多様な症状、症例に応じながら適切な保育ができるよう、加配保育士の確保など体制の充実に努める。	
		主要事業	訓練教室の開催、発達相談 など
		実施主体	担当部署等
		市	発達支援センター、子育て支援課、健康づくり推進課
30	教育相談の充実	市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。あわせて、インターネットを利用することもの低年齢化に伴い、非行・暴力行為等を深刻化させないよう日常の様子を把握し、相談体制の拡充に努める。	
		主要事業	教育相談センター運営費、特別支援教育推進事業、不登校対策推進事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	学校教育課、発達支援センター

基本目標 2－施策③ 特別な配慮を要するこどもの家庭への支援

	取 組	取組概要	
—	医療福祉の総合的支援 ※再掲No.22	障がいがあるこどもやその保護者に対しては、各種手当や医療費助成その他負担の軽減など、引き続き経済的な支援に取り組む。 また、こどものライフステージを見通し、福祉サービスの提供や相談支援等、多面的なサポートを行う。医療的ケアが必要なこどもに対しては、学校看護師を配置するほか、保健、医療、教育・保育等の各分野と連携のうえ、総合的な支援に努める。	
		主要事業	特別児童扶養手当、重度心身障害者医療費助成、福祉サービス利用相談支援 など
		実施主体	担当部署等
		市	福祉課、発達支援センター、学校教育課
31	こどもの虐待防止の推進	こどもの虐待の発生防止、早期発見及び対応のため、妊娠期からの切れ目のない支援をし、体罰によらない子育てを普及しながら、体制の強化を図る。また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有を図るとともに連携を強化して、虐待の発生と重症化の予防に努める。	
		主要事業	こども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策総合支援事業、要保護児童対策地域協議会運営事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、県児童相談所、警察	健康づくり推進課

基本目標２－施策④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの確保

	取 組	取組概要	
32	特別保育の充実	保育園こども園で、保護者の就労形態等に応じて、延長保育や一時預かりを行うとともに、加配保育士を配置することで障がい児保育などを行う。引き続き、多様化傾向にある保育ニーズに対応する。	
		主要事業	延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園等	子育て支援課
33	病児・病後児保育の充実	病氣中または病氣回復期のこどもの適切な健康管理のため、専任スタッフや必要な設備を備えた施設に病児・病後児保育を委託し、短期的な保育を実施する。引き続きニーズをとらえながら、受け皿づくりと運営の充実に取り組む。	
		主要事業	病児・病後児保育事業
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、医療法人	子育て支援課
34	広域入所保育の円滑な確保	保護者の就業事情や里帰り出産などに応じるため、当市の児童の保育を他市等に委託し、または他市等の児童の保育を当市で受託する。市内保護者の求めに的確にこたえる一方、各保育園こども園と連携し、受入れ体制の充実を図る。	
		主要事業	広域入所の委託・受託
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園	子育て支援課

基本目標２－施策⑤ 困難を抱える若者の家庭への支援

	取 組	取組概要	
—	相談体制の充実 ※再掲No.23	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、各施設との連携を密にして相談支援体制の充実を図る。また、住民との相談役である民生委員・児童委員などに対し、相談窓口等へつなげるよう、周知や情報提供に努める。 不登校児童生徒に対しては、学びの場を確保するなど学校復帰を支援する。今後も円滑な学校復帰に向けて、校内教育支援センターの設置などの相談体制を充実する。あわせて、市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（相談）、不登校対策推進事業
		実施主体	担当部署等
		市・関係団体	福祉課、学校教育課

	取 組	取組概要	
—	ひきこもりの早期 発見と支援 ※再掲No.24	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、県や市、社会福祉協議会や教育機関、障がい者相談支援事業所等、複数の関係機関が参画するプラットフォーム「だんだん会」が、ひきこもりの居場所の提供や、ひきこもりサポーター派遣活動など必要な支援を行う。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（支援等）
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	福祉課
—	就労と社会参画の 支援 ※再掲No.27	地域を支える産業や企業の魅力を中学生・高校生に発信する「まちの産業発見塾」などを開催するとともに、こども・若者が自立して生きる力を育むキャリア教育を推進する。 また、十日町地区雇用協議会などと連携し、就労希望者から選ばれる魅力ある働く場づくりに向けた取組を推進することで、若者の社会参画を促す。	
		主要事業	まちの産業発見塾、キャリアアップセミナーや就業能力を高める講座の開催、再就職セミナー・起業家支援の実施 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	産業政策課

基本目標２－施策⑥ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進

	取 組	取組概要	
35	安心して子育てするための費用助成	子育て家庭における生活安定と児童の健全育成を図ることを目的に、国や県と連携して手当を支給する。 また、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対しては必要な費用を支援するほか、ひとり親家庭に対しては就労や養育費確保など支援し、安心して子育てできる環境の整備に努める。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。	
		主要事業	児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成事業、養育費確保支援事業、ひとり親自立支援事業、就学援助事業、特別教育支援教育事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、教育総務課
36	幼児教育・保育に関する負担軽減	子育て家庭の経済的な負担を和らげることを目的に、国や県と連携し、保育園こども園の保育料の負担軽減に取り組む。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。	
		主要事業	幼児教育・保育の無償化
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課

基本目標3 地域の特色と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える

【地域社会への役割】

基本目標3－施策① 地域の子育て応援体制づくり

取 組		取組概要	
		青少年の健全育成のために、地域・PTA・学校・公民館等と連携を図るとともに、市民会議・地区育成会の活動を充実するほか、啓発活動を積極的に推進する。今後も市民意識の醸成を図りながら、青少年の健全育成に努める。 また、地域の中で、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターの周知や会員増加に努めるとともに、多子世帯等の家庭を地域全体で応援する「地域子育て応援カード」の取組を推進する。加えて、地域の実情に応じつつ、地域全体で連携・協力しながら、こどもや子育てを見守り支えられるような取組を進める。	
37	地域と関係機関による連携	主要事業	はぐくみのまちづくり運動推進事業、学校・家庭・地域連携促進事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て応援カード事業など
		実施主体	担当部署等
		市、十日町市青少年育成市民会議、市民	生涯学習課、子育て支援課
	民生委員・児童委	身近な地域で子育てを支援するために、市内9地区の民生委員児童委員協議会を通じて、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動の充実を図る。	
		主要事業	民生委員・主任児童委員の活動支援
		実施主体	担当部署等
		市、民生委員・児童委員、主任児童委員	福祉課、子育て支援課
		学校・家庭・地域が一体となり、地域社会全体でこどもを育てることを目的に学校運営協議会を設置し、地域住民の学校運営への参画や連携強化を推進する。	
		主要事業	コミュニティ・スクール推進事業
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、小中学校	学校教育課、子育て支援課
		少子化が加速化する中、保育園こども園の在園児も減少しつつあることから、今後の望むべき保育の質とともに、先々を見据えた体制の在り方について、関係者とともに検討する。	
40	保育園こども園の在り方検討	主要事業	十日町こども連盟との連携
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園	子育て支援課

基本目標３－施策② 社会全体で子育てを支える気運の醸成

	取 組	取組概要	
41	ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	共働き家庭が余裕を持って子育てできる環境を整備するため、育児休業の取得を含め、ワーク・ライフ・バランスについて企業への情報提供や啓発活動を引き続き実施する。	
		主要事業	関係機関と連携しセミナー開催等、SNS 等を活用し情報提供 など
		実施主体	担当部署等
		市、市内事業所	企画政策課、産業政策課
—	こども・若者の権利を保障する取組の推進 ※再掲No. 1	こどもを権利の主体として尊重する社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、権利の周知と意識啓発に努める。 あわせて、こども・若者が、現状の施策や事業について希望や課題など自分の意見を表明できるようワークショップの開催やアンケートなどを実施し、その意見を反映する仕組みを整える。	
		主要事業	こどもの権利等啓発、こどもの意見表明・反映の仕組みづくり、いじめ防止対策事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、学校教育課

基本目標３－施策③ こども・若者の安全の確保

	取 組	取組概要	
42	通学路等の整備	小中学校や保育園こども園では、基本的な交通ルールや通学時等の自転車の乗り方などについて学ぶため、交通指導員による交通安全教室を実施する。また、周辺の通学路等の点検を実施するなど、安全安心を確保する。	
		主要事業	交通安全教室の実施、通学路点検 など
		実施主体	担当部署等
		市	教育総務課、学校教育課、子育て支援課
43	防犯活動の推進	登下校時のこどもの見守り活動として、青色防犯パトロール等を実施し、防犯体制の強化を図るとともに、防犯灯を設置し、事故や犯罪に遭わない環境づくりを進める。 また、こどもがインターネット等を適切に利用し、的確な判断ができる資質・能力の育成に努める。あわせて、有害な情報や SNS 等による被害からこどもを守る取組を行う。 引き続き、学校、家庭、地域、警察との連携・協力を密にし、スムーズな情報提供・情報伝達を行い、地域での防犯の取組を行う。	
		主要事業	青色防犯パトロール、防犯協議会出前講座 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係者	学校教育課、防災安全課